

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
8 月 19 日
(火曜日)

目 次

○告示

道路の位置の指定（建築指導課）



山口県告示第二百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和七年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字東豊井字相枯四八四の三六、四八四の三七、四八四の三九、四八四の四〇、四八四の四三、四八四の三七地先、四八四の四〇地先及び四八四の四三、四八四の三七地先	四・〇 (四・一)	二九・三	令和七、 六、二七

令和七年八月十九日
発行

発行人
所

山口県知事
庁